

平成 28 年度計画の達成状況及び平成 29 年度計画について

平成 28 年度計画	平成 28 年度中に実施した具体的業務内容等	平成 29 年度計画
<p>(6) 特例業務 (国鉄清算業務)</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等については、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、都市計画事業の工程等によりやむを得ず処分できていない残存の土地のうち、長町駅 38 街区の土地については、関係機関との協議・調整を進めるとともに、処分に向けた準備を進める。梅田駅 (北) の土地については、土地売買契約に基づき処分を進める。</p> <p>九州旅客鉄道株式会社の株式については、株式市場の状況、経済の動向、経済財政政策との整合性等にも留意しつつ、適切に売却を図る。なお、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係機関と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>	<p>○ 旧国鉄職員の年金費用等の支払</p> <p>(1) 恩給及び年金の給付に要する費用の支払</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用等については、関係法令に則り、以下のとおり平成 28 年度内に適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払いを実施した。</p> <p>① 旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用については、国に対して 487,324 千円を支払った (給付は総務省人事・恩給局が実施)。</p> <p>② 旧国鉄職員の年金の給付に要する費用については、日本鉄道共済組合に対して 95,434,163 千円を支払った。</p> <p>(2) 業務災害補償</p> <p>旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償については、適切な資金管理を行いつつ、旧国鉄職員に対して 4,483,935 千円を円滑かつ確実に支払った。なお、大きな社会問題となっているアスベスト問題については、平成 27 年度に引き続きアスベスト対策 (健康診断、業務災害補償 (遺族救済を含む)) を実施した。その際、定期的な新聞広告の掲載 (全国紙 4 紙、地方紙 46 紙への新聞広告の掲載及び鉄道 O B 会報への記事掲載) 等により周知を図った。</p> <p>○ 土地処分の実施</p> <p>残存する土地 (約 11ha (四捨五入の関係で計が合わない場合がある。)) のうち、東日本大震災の応急仮設住宅用地として貸し付けていた長町駅 [38 街区] (約 2ha) について、関係機関との協議・調整を進めた結果、平成 29 年 2 月に貸付地が返還され、また、平成 29 年 3 月には地区計画変更の都市計画決定が行われるなど、土地処分に係る条件が整ったことから、平成 29 年夏頃の公開競争入札による土地処分に向けた準備を開始した。</p> <p>また、平成 27 年 10 月に (独) 都市再生機構と土地売買契約を締結した梅田駅 (北) 2 期開発区域の土地 (約 10ha) については、都市計画事業等に係る関係機関との協議・調整を進めた結果、平成 28 年 6 月に土地区画整理事業による仮換地指定が行われ、また、平成 29 年 1 月には地区計画及び用途地域変更等の都市計画決定が行われるなど、土地売買契約に基づく土地処分に向けた条件整備が進展した。</p> <p>○ 株式処分の検討</p> <p>J R 九州については、完全民営化に向けた諸課題を検討するため、国土交通省鉄道局に「J R 九州完全民営化プロジェクトチーム」が設置され、当機構も参画しつつ検討を進め、平成 27 年 1 月 27 日にとりまとめが公表された。</p>	<p>(7) 特例業務 (国鉄清算業務)</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等については、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>また、残存する長町駅 38 街区の土地については、関係機関との協議・調整が整ったことから処分を進め、梅田駅 (北) の土地については、土地売買契約に基づき処分を進める。</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の株式については、国等の関係機関と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>

平成28年度計画	平成28年度中に実施した具体的業務内容等	平成29年度計画
	<p>また、同年6月10日にJR九州の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を適用対象から除外すること等を内容とする「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたところである。</p> <p>その後、JR九州株式の処分方法等について、資産処分審議会へ諮問し、JR九州や証券市場関係者からのヒアリングを含め3回の審議を経て、同年9月9日に売却方法、売却規模、売却時期、主幹事証券会社選定の基本方針等が答申されたところである。</p> <p>この答申を踏まえ、ブックビルディング方式（投資家に対する需要調査の結果に基づいて売却価格を決定）で売却するため、平成28年1月8日に主幹事証券会社5社を選定し、できる限り早期の売却に向けて所要の準備を進め、平成28年10月25日に1億6千万株を一括売却し、4,160億円の売却収入を得た。</p> <p>また、証券会社に支払う手数料については、主幹事証券会社との交渉により、一般投資家分1.70%・機関投資家分1.50%・加重平均で1.64%と国内民営化新規上場案件で過去最低とし、収入金額の最大化に努めたところであり、株式市場への悪影響も生じさせることなく、成功裏に売却を終了させることができたと考えている。</p> <p>なお、JR北海道、JR四国及びJR貨物株式会社については、国等の関係機関と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めるとともに、今後における課題抽出を行う等、株式の適切な処分方法の検討等を行った。</p>	
<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、以下の支援措置を実施する。</p> <p>・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</p> <p>・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払</p> <p>また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモ</p>	<p>○ 旅客鉄道株式会社等に対する支援措置</p> <p>旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を実施した。</p> <p>(1) 無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</p> <p>【既存支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道:107億円（無利子貸付53億円、助成金53億円） ・JR四国:57億円（無利子貸付29億円、助成金29億円） ・JR貨物:145億円（無利子貸付127億円、助成金18億円） <p>【追加支援】※暫定値（4月末に確定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道:262億円（無利子貸付238億円、助成金24億円） ・JR四国:56億円（無利子貸付48億円、助成金8億円） <p>(2) 特別債券の利子の支払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR北海道:55億円 ・JR四国:35億円 <p>注:利率は、国土交通大臣が定める利率（年利2.5%）である。</p> <p>なお、上記支援の措置に当たっては、関係三大臣合意に基づき設置された第三者委員会の了承を得ていることを確認し、また、その支援の実施に当た</p>	<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、以下の支援措置を実施する。</p> <p>・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</p> <p>・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払</p> <p>また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモ</p>

平成28年度計画	平成28年度中に実施した具体的業務内容等	平成29年度計画
<p>ラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを実施する。</p>	<p>っては適切な資金管理を行いつつ、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第5条第1項の規定に基づく無利子資金貸付け又は助成金交付要綱（平成24年1月機構規程第55号）」、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第5条第1項の規定に基づく北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対する無利子資金貸付け又は助成金交付要綱（追加的支援措置）（平成28年4月機構規程第1号）」及び「鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券発行要項」を遵守するとともに、交付審査業務等について適切な業務執行体制の措置を講ずることにより旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施した。</p> <p>○ 並行在来線の支援措置</p> <p>並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額については、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構貨物調整金繰入基準（平成23年9月機構規程37号）」に基づき、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを実施した（繰入額：138億円）</p>	<p>ラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを実施する。</p>